

令和 6 年 1 月 5 日

事業主 各位
被保険者 各位

福井県自動車販売整備健康保険組合

令和 6 年能登半島地震において被災された場合の
取扱い等について

平素より当健康保険組合の事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
また、本年 1 月 1 日に発生した石川県能登半島地域における地震については、甚大な被害が報道されており、被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。
今回の震災は災害救助法における激震災害の適用となることから、被災された場合の取扱いについて、下記のとおりご連絡申し上げますのでよろしくお取り計らい願います。

記

1. 事業所が被災した場合

事業所が被災により当分の間事業継続が困難な場合は、その被害状況に応じて 1 年間以内に限り健康保険料の納付期限を延長及び納付の猶予を申請することができます。
被害状況について当健康保険組合までご連絡願います。

2. 被保険者等が被災した場合

- (1) 被保険者の住宅、家財またはその他の財産に著しい損害を受け、生活が困難となる場合には、個人が負担する医療費の一部負担金等（3 割相当）の猶予または免除を受けることができます。
被災された方は、直接又は勤務先を通じて当健康保険組合までご連絡願います。

【目安となる被害の状況】

- ア 住居又は家財の被害であって、被害額が当該住居又は家財の価額の概ね 3 分の 1 以上である損害
イ 被害認定基準の住宅全壊及び住宅半壊など

(2) 被保険者証等の取扱いについて

被保険者証を紛失した場合は、ご連絡いただければ速やかに再交付を行います。
また、被保険者証を自宅に置いたまま避難されたため、保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日及び事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることでより受診することができます。

3. 連絡先 福井県自動車販売整備健康保険組合
電話 0776(35)1020 FAX 0776(35)1135

被災された場合は、まずは健保組合にご連絡をお願いします

健康保険一部負担金等免除申請書

福井県自動車販売整備健康保険組合 理事長 殿

令和 年 月 日

被保険者証	記号		被保険者氏名	
	番号		生年月日	昭・平 年 月 日
住所・電話番号		〒 - 日中連絡の取れる電話番号 ()		
事業所の名称				
上記住所とは別のところに送付を希望する場合は、その送付先	住所	〒 -		
	宛名			

免除対象者

・ 免除対象者が被保険者の場合は、区分の本人に○をしてください。氏名・性別・生年月日の記入は省略可能です。

・ 免除対象者が被扶養者の場合は、区分の家族に○をしてください。氏名・性別・生年月日をご記入ください。

区分	氏名	性別	生年月日
本人・家族		男・女	昭・平・令 年 月 日
本人・家族		男・女	昭・平・令 年 月 日
本人・家族		男・女	昭・平・令 年 月 日
本人・家族		男・女	昭・平・令 年 月 日
本人・家族		男・女	昭・平・令 年 月 日

災害内容	※ 「能登半島地震」や「〇〇地方豪雨」などの災害名をご記入ください
免除を申請する理由	☐ 住家が全壊したため ☐ 住家が半壊したため ☐ その他の被災状況

【添付書類】
● 災害救助法適用地域にて被災したことを証明する罹災証明書、被災証明書等の写し

健康保険一部負担金等還付申請書

福井県自動車販売整備健康保険組合 理事長 殿

令和 年 月 日 提出

被保険者証	記号		被保険者氏名			
	番号		生年月日	昭・平	年	月 日
住所・電話番号		〒 - 日中連絡の取れる電話番号 ()				
事業所の名称						
療養を受けた者の	氏名				被保険者との続柄	
	生年月日	昭・平・令 年 月 日				
療養を受けた 保険医療機関等の		名称				
		所在地				
療養を受けた期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
保険医療機関等に対し支払った一部負担金等の額				円		
還付を申請する理由(該当する番号に○を付けて下さい)						
1 一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかったため 2 一部負担金等免除証明書の交付が遅れたため 3 一部負担金等の免除申請をすることができなかったため 4 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口免除証明書の提出ができなかったため ()						

【添付書類】

- 領収書または一部負担金の額が確認できる書類
- 災害救助法適用地域にて被災したことを証明する罹災証明書、被災証明書等の写し

※注意事項
・保険医療機関等で支払った額のうち、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額に相当するもの、ならびに差額ベッド代等は除かれます。
・還付申請をされる場合は時効があります（一部負担金の支払いをした翌日から起算して2年間）ので、ご注意ください。